

会計	繰越	検算	転記		
⑤	③	④	④	○	○

収 支 報 告 書

（ 令和 5 年分）

（ ふ り が な ）
1 政治団体の名称
きゅうしゅうやまぐちほんだあきここうえんかい
九州山口本田あきこ後援会

2 主たる事務所の所在地
福岡市博多区住吉2丁目20番15号

3 代表者の氏名
原口 亨

4 会計責任者の氏名
小田 真稔

連絡先
（担当者） 川辺 裕子
（電 話） 092-273-1000

※ 事務担当者の連絡先も収支報告書の閲覧等の対象に含まれます。

※選挙管理委員会使用欄

団体コード（備考3）				年分	整理区分	入力	バ収
0	0	0	0	0	期限内 ☐ 17② ☐	表紙 ☐	バ収 ☐
					期限後 ☐ 解散 ☐	内容 ☐	バ支 ☐
							資産 ☐

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☒ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☒ 2以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☒ 無	（以下は、指定「有」の場合のみ記入）
☐ 有	
公職の種類 （現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名 本田顕子
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の種類 参議院議員 （現職・候補者の別） 現職	

資金管理団体の指定の期間			
令和 年 月 日から			
令和 年 月 日まで			

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間			
令和 5 年 4 月 1 日から			
令和 5 年 12 月 31 日まで			

1779

必須様式 (1/4)

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額	900,000	①+②
(前年からの繰越額)	0	① (前年報告書の繰越額)
(本年の収入額) 2 収入項目別金額の内訳 の(1)～(6)の計	900,000	② (本年の収入)
支 出 総 額	81,418	③ (その13の合計を記入)
翌年への繰越額	818,582	①+②-③

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附)		内訳を(その7)に記入 (寄附者の区分: 個人)
(イ) 法人その他の団体からの寄附		内訳を(その7)に記入 (寄附者の区分: 法人その他の団体)
(ウ) 政治団体からの寄附	900,000	内訳を(その7)に記入 (寄附者の区分: 政治団体)
小計 ((ア)+(イ)+(ウ)) (寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	900,000	④
イ 政党匿名寄附		⑤
合 計 (ア+イ)	900,000	④+⑤

(その7)

(7) 寄附の内訳 (寄附者の区分ごとに別表とすること)			寄附者の区分	政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額(円)	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1 福岡県薬剤師連盟	100,000	R5. 7. 26	福岡市博多区住吉 2 丁目20番15号	原口 亨	
2 佐賀県薬剤師連盟	100,000	R5. 7. 28	佐賀県佐賀市本庄町大字本庄1269-1	佛坂 浩	
3 長崎県薬剤師連盟	100,000	R5. 8. 21	長崎県長崎市茂里町3-18	田代 浩幸	
4 熊本県薬剤師連盟	100,000	R5. 7. 31	熊本県熊本市中央区萩原町10-6	富永 孝治	
5 大分県薬剤師連盟	100,000	R5. 7. 27	大分県大分市大字豊饒字光屋441-1	安東 哲也	
6 宮崎県薬剤師連盟	100,000	R5. 7. 27	宮崎県宮崎市丸島町2-5	小山 明俊	
7 鹿児島県薬剤師連盟	100,000	R5. 8. 4	鹿児島県鹿児島市与次郎2-8-15	小田原 一弘	
8 沖縄県薬剤師連盟	100,000	R5. 7. 25	沖縄県島尻郡南風原町字新川218-10	前濱 朋子	
9 山口県薬剤師連盟	100,000	R5. 8. 3	山口県山口市吉敷下東3-1-1	吉田 力久	
10					
11					
12					
13					
14					
15					
この 頁 の 小 計	900,000		※ 「主たる事務所の所在地」欄については、県外にあつては都道府県名から、 県内にあつては市郡名から記入してください。		
そ の 他 の 寄 附	0				
合 計	900,000				

※ 同一の者からの寄附で年間5万円を超えるものについては、内訳を記載すること。なお、5万円以下の寄附であっても、必要に応じて記載して差し支えないが、5万円以下の寄附については、一括してその合計額を「その他の寄附」欄(下から2行目)に記載することができる。

寄附の内訳

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1)支出の総括表			
項 目	金 額 (円)	備考 (※)	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費			⑥ 「資金管理団体」又は「国会議員関係政治団体」である期間中の支出は、項目(人件費を除く)ごとに様式(その14)に内訳を記載すること
(2) 光熱水費			⑦
(3) 備品・消耗品費	11,873		⑧
(4) 事務所費	550		⑨
小 計	12,423		⑩ (⑥～⑨の計)
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	68,995		⑪ 項目ごとに様式(その15)に内訳を記載すること
(2) 選挙関係費			⑫
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費			⑬ (ア+イ+ウ+エ)
ア 機関紙誌の発行事業費			
イ 宣伝事業費			
ウ 政治資金パーティー開催事業費			
エ その他の事業費			
(4) 調査研究費			⑭
(5) 寄附・交付金			⑮
(6) その他の経費			⑯
小 計	68,995		⑰ (⑪～⑯の計)
合 計	81,418		(⑩+⑰)

※ 支出先が当該団体の本部又は支部であるものについては、項目ごとの額を備考欄に記入し、併せてその内訳を様式(その16)により報告すること。

☆支出がある場合は、本様式は必須となる。

(その14)

(2)経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分	備品・消耗品費	
支出の目的	金額(円)	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1 印鑑・ゴム印	11,873	R5. 12. 28	公益社団法人福岡県薬剤師会	福岡市博多区住吉2-20-15	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
この頁の小計	11,873	※ この様式は、「国会議員関係政治団体」又は「資金管理団体」である期間中に係る 人件費以外の経常経費の支出について記載するものであること。			
その他の支出	0				
合 計	11,873				

※ 1件5万円以上の支出は、個々の内容(支出の目的、金額、年月日、支払先等)を記載し、その領収書等の写しを添付すること。
ただし「国会議員関係政治団体」期間中の支出については、上記によらず1件1万円超の支出について個々の内容を記載し、
その領収書等の写しを添付すること。これら以外の少額の支出については、一括して「その他の支出」欄にその合計額を記載すること。

経常経費の内訳

(その14)

(2)経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分	事務所費	
支出の目的	金額(円)	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
この頁の小計		0	※ この様式は、「国会議員関係政治団体」又は「資金管理団体」である期間中に係る 人件費以外の経常経費の支出について記載するものであること。		
その他の支出		550			
合 計		550			

※ 1件5万円以上の支出は、個々の内容(支出の目的、金額、年月日、支払先等)を記載し、その領収書等の写しを添付すること。
ただし「国会議員関係政治団体」期間中の支出については、上記によらず1件1万円超の支出について個々の内容を記載し、
その領収書等の写しを添付すること。これら以外の少額の支出については、一括して「その他の支出」欄にその合計額を記載すること。

経常経費の内訳

(その15)

(3)政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費		〔 対策費 〕	
	支出の目的	金額(円)	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	第82回九州山口薬学大会 連盟ブース	54,695	R5. 10. 10	株式会社NBCソシア	長崎県尾上町5-6NBCビル6F	
2	第82回九州山口薬学大会 連盟ブース パネル	14,300	R5. 10. 10	株式会社ジーエークレアス	福岡県福岡市博多区博多駅東2-5-28	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
こ の 頁 の 小 計		68,995	※ 「項目別区分」欄には、その13「2政治活動費」中の(1)～(6) (ただし(3)についてはア～エ)のいずれかの項目名を記載し、括弧内については、団体の会計上の整理に沿って、適宜小分類を記載すること。 なお、政治資金パーティ開催事業費の場合は、括弧内にパーティ名を記載し、個々のパーティごとに別葉とすること。			
そ の 他 の 支 出		0				
合 計		68,995				

※ 1件5万円以上の支出は、個々の内容(支出の目的、金額、年月日、支払先等)を記載し、その領収書等の写しを添付すること。
 ただし「国会議員関係政治団体」期間中の支出については、上記によらず1件1万円超の支出について個々の内容を記載し、その領収書等の写しを添付すること。これら以外の少額の支出については、一括して「その他の支出」欄にその合計額を記載すること。

政治活動費の内訳

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有 ^(※)	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金銭信託	☐	☒	
キ 有価証券	☐	☒	
ク 出資による権利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※ 有の場合、その内訳を様式(その18)に記入すること。

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

宣誓日

令和 6 年 3 月 19 日

政治団体の名称 九州山口本田あきこ後援会

会計責任者の氏名 小田 真稔



【署名又は記名押印】

※ 以下は解散日の属する年の収支報告書（解散届に添付する収支報告書）のみ記入すること。

代表者の氏名

【署名又は記名押印】

（備考）会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない

政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

必須様式 (4/4)

政治資金監査報告書

令和6年3月19日

九州山口本田あきこ後援会

代表 原口 亨 殿

登録政治資金監査人

篠原 俊

登録番号 第 4110 号
研修了年月日 平成24年8月3日



1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、九州山
口本田あきこ後援会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間
を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収
書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が
記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行っ
た。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が
定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基
づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴
取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難
かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニ
ュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、九州山口本田あきこ後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等及び振込明細書
が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政
治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責
任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報
告書は、会計帳簿、領収書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細
書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

九州山口本田あきこ後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、九州山口本田あきこ後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間
においても、同様である。

以 上